

社会保険

ほっかいど



2024
No. 487

1

January

2

February

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P3

- 「社会保険適用促進手当」を支給した際の保険料の算定に係る取り扱いについて
- 資格取得時の本人確認について

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P5

- インセンティブ制度 令和4年度実績について
- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」のご案内

社会保険協会支部だより P7

働く人の ライフ&マネープラン P8

- 新しいNISAについて



北海道の橋～冬の旭橋 旭川市

賀 正

本年も何卒よろしく
お願い申し上げます

一般財団法人
北海道社会保険協会

会 長

瀬 尾 英 生

日本年金機構
札幌西地域代表年金事務所

所 長

小 柳 哲 夫

全国健康保険協会
北海道支部

支 部 長

米 谷 好 晴

朝陽と十勝岳
上富良野町

年頭のあいさつ

一般財団法人北海道社会保険協会
会 長 瀬 尾 英 生

新年あけましておめでとございます。
会員の皆様には、お健やかに新しい年をお迎えの
こととお慶び申し上げます。

旧年中は、当協会の事業運営に格別のご理解とご
協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの5類への移行、イン
フルエンザの早期流行、さらには、侵略戦争による
治安の悪化や物資不足と物価上昇、円安も相まって
の経済不安など、会員の皆様並びにご家族や職場を
はじめ、様々な分野で大きな不安と混乱が生じた年
でもありました。

これまでの間の皆様のご労苦をお察し申し上げますと
ともに、今後の速やかな収束を心より願っております。

さて、急速な少子高齢化社会のもと、豊かな老後
のため安心できる年金制度や医療保険制度等に対す
る期待とともに、その関心は益々高まっています。

このような情勢のもと、当協会といたしまして
は、会員の職場の皆様の福利の増進、社会保険制度
の普及・啓発に資することを目的とし、日本年金機
構、全国健康保険協会等関係機関と緊密な連携を図
りながら、「広報紙」の発行及び「社会保険事務講
習会」「労働保険事務講習会」の開催による社会保険
制度等に係る知識の習得、「年金とナイスライフセ
ミナー」「女性のための年金&ライフプランセミ
ナー」の開催による年金と生活設計のアドバイス、「
健康づくり講習会」の開催及び「健康づくりDV
D」の貸し出し、各種社会保険参考図書のパワーポ
イント等の貸し出し、各種社会保険参考図書の配付等
を実施してまいりました。

本年もこれらの事業を更に推進し、「皆様のため
の協会」であり続けるよう全力を傾注いたします。

引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお
願い申し上げます。

結びに、この一年の皆様方の益々のご活躍とご多
幸を心から祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさ
せていただきます。

「社会保険適用促進手当」を支給した際の 保険料の算定に係る取り扱いについて

概要

- 短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、事業主は、新たに適用となった労働者に対して、当該労働者の保険料負担を軽減するため、「社会保険適用促進手当」を支給することができます。
- 「社会保険適用促進手当」は、給与・賞与とは別に支給するものとされ、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない取り扱いとなります。
 なお、同一事業所内の同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、社会保険適用促進手当に準じるものとして、同様の取り扱いとされます。

標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない要件等

- ①対象者
標準報酬月額が10.4万円以下の者
- ②報酬から除外する手当の上限額
社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額
- ③期間の上限
最大2年間の措置



具体的な取り扱い例

<事例1>基本給に加えて社会保険適用促進手当（以下「社保手当」という。）を支給し、新たに10月から被保険者となる場合

- 【前提条件】
- ▶ 北海道の適用事業所（特定適用事業所該当）
 - ▶ 介護保険第2号被保険者非該当
 - ▶ 基本給＝8.5万円／月（標準報酬月額：健保8.8万、厚年8.8万）
 - ▶ 社保手当＝1万円／月
（上限額12,579.6円：健保本人負担額＝4,527.6円、厚年本人負担額＝8,052円）
 - ▶ 就業規則により社保手当は毎月支給

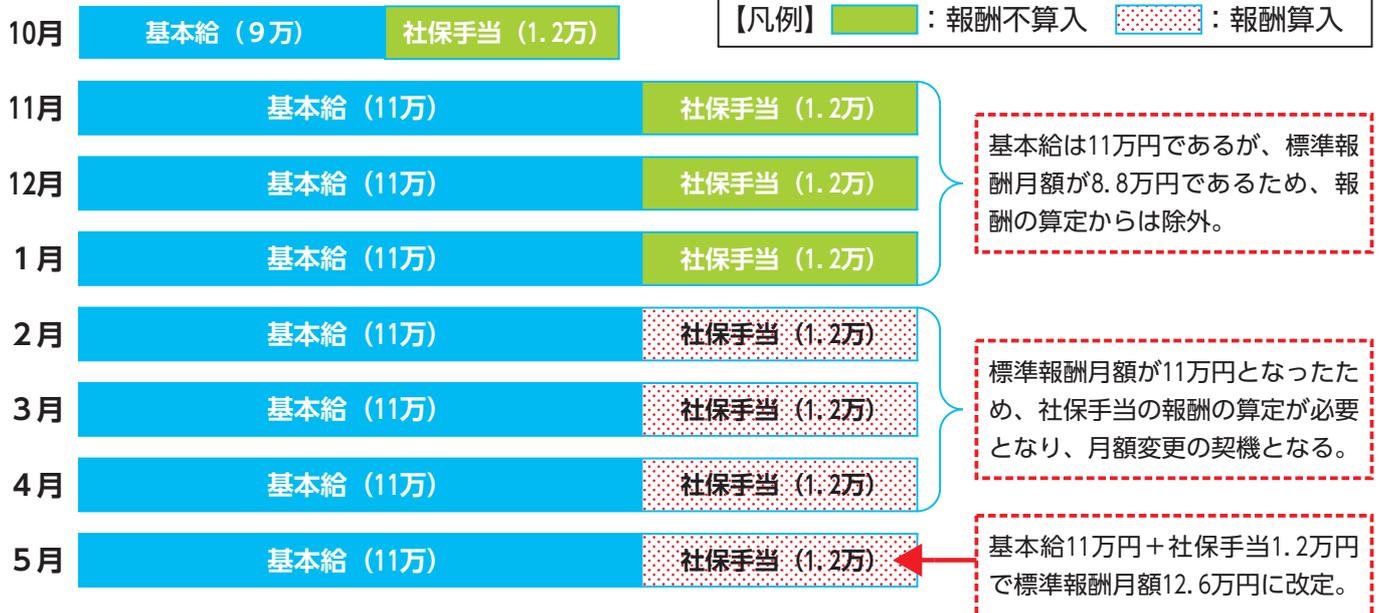
短時間労働者の月額賃金の判定には社保手当を含むため、月額賃金8.8万円超となり、賃金要件を満たす。



社保手当を報酬から除外する要件を満たしているため、基本給8.5万円で標準報酬を決定。

<事例2> 社保手当を支給していた者が随時改定により標準報酬が上限額以上となった場合

- 【前提条件】
- ▶ 北海道の適用事業所（特定適用事業所該当）
 - ▶ 介護保険第2号被保険者非該当
 - ▶ 10月の基本給＝9万円／月（標準報酬月額：健保8.8万、厚年8.8万）
 - ▶ 社保手当＝1.2万円／月（上限額12,579.6円：健保本人負担額＝4,527.6円、厚年本人負担額＝8,052円）
- 11月から昇給し、基本給が11万円となったため、月額変更により2月から標準報酬月額が11万円に変更
就業規則により社保手当は毎月支給



資格取得時の本人確認について

～資格取得届には個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号の確実な記入をお願いします～

令和5年9月29日に「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布・施行されました。

「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号を必ず記入してください。

これまで基礎年金番号を有する方で、個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも記載できない方は、資格取得届にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、この取り扱いは廃止され、個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも記載がない場合は返戻させていただきます。

被保険者のうち、個人番号（マイナンバー）を有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、以下の書類により本人確認を行いますので、書類の写しの提出をお願いします。

短期在留外国人の本人確認は旅券の身分事項のページの写しと、次のア・イ・ウのいずれかの写し1つ
（ア・旅券の資格外活動許可証印のページ、イ・資格外活動許可書、ウ・就労資格証明書）

日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券（有効期限内のパスポート）、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）等の写しにより行います。

資格取得届には、住民票に登録されている氏名（ふりがな）を記載してください。
また、基礎年金番号で届出いただく際は、あわせて住民票住所の記載が必要となります。



インセンティブ制度 令和4年度実績について

インセンティブ制度とは

北海道支部の順位

総合 **46**位 / 47支部中

5つの指標に基づき、支部を順位付けし、上位15支部は保険料率が引き下げられる制度です。この度、令和4年度の数値に基づいた北海道支部の実績（確定値）が出ましたのでお知らせいたします。令和4年度の実績は、令和6年度の保険料率に反映されます。

前年度順位（42位）から下がる結果となりました。皆さまの取組が健康保持・増進や保険料率低下につながります。ご理解とご協力をお願いいたします。

指標	北海道支部の順位 () 内は前年度順位	皆さまにお願いしたいこと
特定健診等の実施率	45 位 (44位) 49.1%	協会けんぽの健診を受診願います 被保険者：生活習慣病予防健診 被扶養者：特定健診 協会けんぽの健診についてはこちら⇒ 
特定保健指導の実施率	44 位 (44位) 11.7%	特定保健指導をご利用ください 特定保健指導とは、健診結果から、生活習慣の改善が必要な方へ、保健師等が行う健康サポートです。
特定保健指導対象者の減少率	44 位 (29位) 32.7%	特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください
医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	36 位 (27位) 33.8%	健診の結果に「要治療」、「要精密検査」の項目がある場合は医療機関を受診願います
ジェネリック医薬品の使用割合	15 位 (14位) 82.8%	お薬を受け取る際は、「ジェネリック医薬品」を希望する旨を医師・薬剤師にお伝えください

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」のご案内

生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者（ご本人）に受けていただく健診として「生活習慣病予防健診」をご用意しています。

定期健康診断に代えられます！

生活習慣病予防健診は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）に代えられます。

検査項目	定期健康診断 (事業者健診)	生活習慣病予防健診 (一般健診)
事業者健診で定められた項目 (肺がん検診含む)	○	○
大腸がん検査	×	○
胃がん検査	×	○

一般健診の対象年齢は35歳～74歳です！



健診費用の約7割を補助します！

一般健診費用総額

最高 **18,865円**

のところ

自己負担額

最高 **5,282円**

で受診可能です！



詳細については、こちらのパンフレットをご覧ください。

事業者の皆さまへのお願い

- 対象の従業員の方に対し、生活習慣病予防健診をご案内ください。
- 生活習慣病予防健診を受診せず、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受診される方がいる場合は、健診結果を協会けんぽにご提供ください。



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



働く人の ライフ&マネープラン

新しいNISAについて

運用益に課税されないNISA制度が2024年1月から変わりました。これまで非課税で保有できる期間は一般NISAで5年、つみたてNISAで20年でしたが、この制限がなくなり恒久化され、年間投資額も拡大されています。投資を検討する際には新しいNISA制度について知っておきましょう。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣 (すどう とみ)



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

著書：「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など著書・監修が多数

NISA制度とは？

NISAとは少額投資非課税制度のことをいいます。金融機関にNISA口座を設けて株式や投資信託^{※1}などの商品を売買や保有して投資する仕組みです。通常の投資で得られる利益に対する税率は20.315%ですが、NISA口座では上場株式や投資信託などを売却して得た利益（値上がり利益）や、上場株式の配当金や投資信託の普通分配金が非課税になります。

例えば、30万円で購入した株式や投資信託を50万円で売却した場合、売却益20万円に対して一般の証券口座による取り引きでは20.315%の課税となるため4万630円が利益から差し引かれます。一方のNISA口座での取引は非課税のため売却益20万円をそっくり受け取れることになりま

つみたて投資枠と成長投資枠の併用ができる

新しいNISA口座には、つみたて投資枠と成長投資枠の二つがあります。これまでは、つみたてNISAと一般NISAの同じ年での併用はできませんでしたが、新しいNISAではそれぞれの年間投資枠の範囲内で併用できるようになりました。いずれも非課税で保有できる期間に制限はありません^{※2}。

つみたて投資枠は年120万円を限度に、長期投資に適していると金融庁に認められた投資信託（これまでのつみたてNISAと同じ）を購入できます。このつみたて投資枠では、販売（購入時）手数料がかかる、高い信託報酬、毎月分配型などの投資信託は長期投資に適さないとして販売が認められていません。

	つみたて投資枠	成長投資枠
制度の併用	併用可（同じ金融機関であること）	
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	無期限
非課税保有限度額	1800万円 ※1800万円のうち成長投資枠は1200万円が限度	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した金融庁が認める一定の投資信託（つみたてNISAと同じ）	上場株式・投資信託など（毎月分配型の投資信託やデリバティブ取引を用いた一定の投資信託は除外）
対象年齢	18歳以上	18歳以上

成長投資枠は年240万円を限度に、投資信託だけでなく上場株式や国内外のETF（上場投資信託）、REIT（上場不動産投資信託）なども選ぶことができます（つみたて投資枠の対象商品も購入可）。

注意しておきたいこと

これまでの一般NISAで販売されていた毎月分配型の投資信託は、新しい成長投資枠では除外されています。理由は安定的な資産形成に適さないとされているからです。毎月分配型の分配金には、運用による収益の分配として支払う「普通分配金」と、運用がうまくいかない場合に自分のお金である元本を取り崩して支払う「特別分配金」があります。この特別分配金が続くと元本割れリスクが高まるので注意が必要です。

このような中、毎月分配型の代替えとして成長投資枠で販売されているのが2カ月ごとに分配金を出す「隔月分配

型」です。毎月か隔月かの違いがあってもリスクは同じです。

NISA口座での投資は利益に対する課税が0ですが、損失が発生した場合には損失の繰り越し控除も損益通算もできません。NISAは利益がでたときだけに得する制度です。値動きのある株式や投資信託に投資をするのですから、常にリスクがあることを自覚しなければなりません。絶対にお金を減らしたくない人や、値動きチェックができないような人は投資に向いていないといえるでしょう。

※1 投資信託は多くの投資家から集めた資金を投資信託委託会社が国内外の株式や債券、不動産などに投資して運用する仕組みの金融商品

※2 これまでのNISA制度で投資した商品を新しいNISAに移すことはできないが、新しいNISA制度の外枠において非課措置が適用される